

令和7年度 公益財団法人 天理よろづ相談所

「医療ようぼく（要員）育成制度」募集要項

医療ようぼく育成制度は、「天理よろづ相談所 創設の理念」に基づいて医療に従事しようとする者で、将来、天理よろづ相談所での勤務を志す人材の育成を目的とした制度です。要員採用者には、天理よろづ相談所奨学金制度に基づいて、入学料・授業料に対する学資金援助と生活補助費の貸与を行います。

*なお、要員採用者が必ずしも天理よろづ相談所職員に採用されるわけではありません。

1. 募集する学校の種類と人員

- ① 医師養成の大学
- ② 看護師養成の大学、短大、専門学校
- ③ 薬剤師養成の大学
- ④ 臨床検査技師、放射線技師、臨床工学技士養成の大学、短大、専門学校
- ⑤ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士養成の大学、短大、専門学校
- ⑥ 介護福祉士養成の大学、短大、専門学校

これらの職種の志望者を若干名募集いたします。

※ その他、医療に携わる職種養成の学校については、教育・研修事務局までお問い合わせください。

2. 出願資格

- ・ 令和7年4月入学予定、または在学中の者

3. 貸与内容

- ・ 奨学金（学資金援助）：年間30万円
- ・ 奨学金（生活補助）：年間20万円

} 返済義務のある貸与型奨学金です

学資金援助の奨学金は卒業後直ちに、当所に医療職として採用され、規定の期間以上の勤務を誓約する者は、在職期間中の返済猶予や、返済免除の申請ができます。生活補助の奨学金は当所への採用の有無に係わらず、全額返済の義務があります。

4. 貸与期間

- ・ 志望する学校の最短修業年数を上限とします。

5. 出願手続

- ・ (公財)天理よろづ相談所「医療ようぼく（要員）育成制度」採用願書（本所所定の用紙）
- ・ 志望動機（本所所定の用紙）
- ・ 調査書（出身高等学校のもの）
- ・ 現在、大学・専門学校等在学中の方は、以上の書類と併せて在学校の在学証明書、成績証明書を提出してください。

6. 願書受付期間

- ・ 令和6年11月18日（月）～令和7年1月10日（金）必着
書留などの記録の残る郵送、もしくは持参してください。

7. 選考方法

- ・ 第1次 書類審査 書類審査合格者については、後日、面接審査の詳細を連絡します。
- ・ 第2次 面接審査 令和7年2月下旬頃に当所にて面接審査を予定しています。
- ・ 入学予定の者は、志望校の合否決定後ただちに報告してください。
- ・ 志望校に不合格の場合は、出願は取り消しとなります。また、提出された書類は返却いたしません。

8. 「医療ようぼく（要員）としての心構え」を理解の上、願書の提出をお願いします。

9. 結果通知

- ・ 令和7年3月頃《本人宛郵便にて通知します》

10. 願書提出およびお問い合わせ先

〒632-8552 奈良県天理市三島町200番地

公益財団法人 天理よろづ相談所 教育・研修事務局

電話 0743-63-5611 内線8518

受付時間 月～金曜日 9:00～16:00

（土日・祝祭日、12月29日～1月3日は休み）

※ 願書を希望する者は、以下を記入の上、返信用切手180円分を同封の上、上記宛郵送してください。

- ・ 「医療ようぼく採用願書希望」と明記
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ メールアドレス
- ・ 携帯電話番号
- ・ 氏名
- ・ 年令（学年）
- ・ 志望学科（職種）

医療ようぼく（要員）としての心構え

医療ようぼく（要員）は「天理よろづ相談所 創設の理念」に基づいて医療に従事しようとする者で、将来、天理よろづ相談所に勤務するにふさわしい医療従事者となるよう、下記事項を遵守し、真摯につとめること。

(1) 医療ようぼくとして医療に従事する上から、「天理よろづ相談所 創設の理念」の根本である天理教の教えについて、進んで学ぶこと。

* これは、創設の理念への理解を求めるものであり、決して信仰を強制するものではありません。

(2) 天理よろづ相談所が夏期に開催する「医療ようぼく育成研修会」また、適宜開催する「医療ようぼく育成講習会」等に必ず参加すること。

(3) 学資金の貸与は、原則として天理よろづ相談所が委嘱した世話役からの手渡しとし、その面談において、近況の報告等を行うこと。また、世話役が行う勉学への取り組みの助言や医療ようぼくとしての日々の生活態度についての指導を素直に受けること。

(4) 天理よろづ相談所への提出物や本所からの連絡については、怠りなく対応すること。

(5) 奨学金の返済

卒業及び資格取得後、直ちに天理よろづ相談所職員採用試験に応募し採用され、規定の期間以上の勤務を誓約する者は、在職期間中の返済猶予や、返済免除の申請ができる。

ただし、卒業及び資格取得後、直ちに本所職員採用試験に応募したが採用とならなかった場合、また、採用試験に応募しない場合には、直ちに奨学金を全額返済すること。

また、天理よろづ相談所に採用された後、規定の年数に満たないまま自己の都合により退職する者についても、奨学金を全額返済すること。

(6) 要員採用の取り直し

成績不良で留年した場合、また、本心構えを遵守することなく医療ようぼくとしてふさわしくないと判断したときは、要員採用を取り消すことがある。その場合には、奨学金貸与を停止し、それまで貸与を受けた奨学金を全額返済すること。